

調査

東日本大震災における 福島県の被害状況等について

はじめに

福島県は、3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災により多数の死者、行方不明者そして住宅、生産設備の損壊、流出、浸水、原発事故による放射線の被害など未曾有の被害を受けた。震災後3か月経過した6月に、復興庁の設置などを内容とする復興基本法は成立したが、3月11日を境に本県の豊かな自然環境に恵まれた「安全・安心」をイメージした「うつくしま・ふくしま」が一変した。本県の場合、宮城県、岩手県と異なり、地震、津波の大災害に加え原発事故による放射能汚染という「複合大震災」に見舞われ、復旧・復興に向け多くの点で困難な状況にある。そこで、本稿では本県の被害状況、復旧状況・対策等について各行政機関の発表およびマスコミ報道等をもとにまとめた。

<地震・津波の発生時期及び規模> 内閣府緊急災害対策本部（平成23年7月12日発表）

1 地震の概要（気象庁）

- (1) 発生日時 平成23年3月11日(金) 14時46分
- (2) 震源及び規模（推定）
三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近）
深さ24km、モーメントマグニチュード Mw 9.0
- (3) 各地の震度（震度6弱以上）
震度7 宮城県本部
震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
- (4) 津波
3月11日 14時49分 津波警報（大津波）を発表 ※現在は津波注意報も解除
津波の観測値（検潮所）

| | | | | | | | |
|---------|-----|-------|--------|-----|-----|-------|---------|
| ・えりも町庶野 | 最大波 | 15：44 | 3.5m | ・宮古 | 最大波 | 15：26 | 8.5m以上 |
| ・大船渡 | 最大波 | 15：18 | 8.0m以上 | ・釜石 | 最大波 | 15：21 | 420cm以上 |
| ・石巻市鮎川 | 最大波 | 15：26 | 8.6m以上 | ・相馬 | 最大波 | 15：51 | 9.3m以上 |
| ・大洗 | 最大波 | 16：52 | 4.0m | | | | |

<本県の震度と地域> 福島県災害対策本部（平成23年7月6日発表）

震度6強：白河市、須賀川市、二本松市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楡葉町、双葉町、新地町
震度6弱：福島市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町
震度5強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
その他県内全域で震度5弱～を観測

<東京電力福島第一原発事故>

- 平成23年3月11日 14:47 1、2、3号機の原子炉緊急停止
- 3月12日 15:36 1号機水素爆発
- 3月14日 11:01 3号機水素爆発
- 3月15日 6:10 2号機爆発、格納容器損傷、同日6時頃、大きな音が発生し、4号機原子炉建屋5階屋根付近損傷
- 1～3号機が地震発生後、数時間以内に相次ぎ燃料棒の損傷がはじまった。
1号機は3月12日、3号機は3月14日、2号機は3月15日に、それぞれ炉心溶融（メルトダウン）を起こした。（5/23・25東京電力より原子力安全・保安院に対する報告）
- 平成23年4月12日 国は、国際的な基準に基づく事故の評価を旧ソ連のチェルノブイリ原発事故と同じ最悪の「レベル7」に引き上げたと発表。

1. 人的被害状況

福島県災害対策本部発表（6月30日現在）によると、死者1,709人、行方不明者245人、重軽傷者236人に上っている。死者の内訳をみると南相馬市588人、相馬市447人、いわき市307人、浪江町112人、新地町100人。また行方不明者は南相馬

（図表1）福島県内の死者、行方不明者、重軽傷者の数
（平成23年6月30日現在）

| 市町村 | 死者数 | 行方不明者 | 重傷者 | 軽傷者 |
|-------|-------|-------|-----|-----|
| 福島市 | 3 | | 1 | 15 |
| 郡山市 | 1 | | | 1 |
| 須賀川市 | 10 | 1 | | 1 |
| 国見町 | | | | 20 |
| 田村市 | 1 | | 1 | 4 |
| 白河市 | 12 | | | 2 |
| 西郷村 | 3 | | | 4 |
| 会津若松市 | 1 | | | 6 |
| 相馬市 | 447 | 12 | 71 | |
| 南相馬市 | 588 | 87 | 2 | 57 |
| 広野町 | 2 | 1 | | |
| 楡葉町 | 11 | 2 | 2 | 3 |
| 富岡町 | 16 | 9 | | |
| 大熊町 | 63 | 1 | 不明 | |
| 双葉町 | 27 | 8 | | 1 |
| 浪江町 | 112 | 71 | | |
| 葛尾村 | 4 | 1 | | |
| 新地町 | 100 | 10 | | 3 |
| 飯舘村 | 1 | | | 1 |
| いわき市 | 307 | 42 | 3 | 1 |
| その他 | | | 4 | 33 |
| 計 | 1,709 | 245 | 84 | 152 |

資料：福島県災害対策本部

市87人、浪江町71人、いわき市42人、相馬市12人、新地町10人。沿岸部の浪江町以北の4市町の死者・行方不明者は1,427人、県全体の73.0%に達し、人的被害が集中した（図表1）。

2. 住宅被害状況

福島県災害対策本部発表（6月30日現在）によると、住家被害は、全壊・半壊・一部損壊の合計が138,160棟に上っている。県内の全壊棟数は15,897棟であり、地域別にみると、津波による被害が目立った相双地区といわき地区の合計が12,458棟と78.4%を占めた。

相双地区については双葉郡などが原発事故の避難区域に指定されており調査の進展に伴い、被害は拡大する可能性もある。県中地区は、震度6強、6弱を記録し、全壊棟数は2,551棟（県内

（図表2）福島県内の住宅・公共建物等の被害状況
（平成23年6月30日現在）

| 地域 | 住 宅 | | | | 公共建物 | その他 |
|-----|--------|--------|--------|---------|-------|--------|
| | 全壊 | 半壊 | 一部損壊 | 計 | | |
| 県北 | 322 | 2,015 | 15,907 | 18,244 | 413 | 2,049 |
| 県中 | 2,551 | 9,306 | 53,246 | 65,103 | 383 | 9,342 |
| 県南 | 550 | 2,481 | 8,076 | 11,107 | 180 | 1,992 |
| 会津 | 16 | 43 | 608 | 667 | 36 | 964 |
| 南会津 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 相双 | 6,406 | 1,535 | 1,857 | 9,798 | 3 | 不明 |
| いわき | 6,052 | 13,870 | 13,319 | 33,241 | 0 | 0 |
| 計 | 15,897 | 29,250 | 93,013 | 138,160 | 1,015 | 14,347 |

資料：福島県防災本部 相双・いわき地区中心に詳細調査中

(図表 3) 土木関連被害金額・箇所数 (平成23年 4 月27日現在)

| 工 種 | 県 分 | | 市 町 村 分 | | 合 計 | |
|---------|-------|---------------|---------|---------------|-------|---------------|
| | 箇所数 | 概算被害額 (千円) | 箇所数 | 概算被害額 (千円) | 箇所数 | 概算被害額 (千円) |
| 河 川 | 210 | 27,677,389 | 71 | 1,962,200 | 281 | 29,639,589 |
| 海 岸 | 199 | 79,188,620 | | | 199 | 79,188,620 |
| 砂 防 | 16 | 2,488,000 | | | 16 | 2,488,000 |
| 道 路 | 744 | 25,051,937 | 2,803 | 15,341,785 | 3,547 | 40,393,722 |
| 橋 梁 | 52 | 8,668,850 | 42 | 3,118,100 | 94 | 11,786,950 |
| 港 湾 | 204 | 44,446,213 | | | 204 | 44,446,213 |
| 漁 港 | 284 | 70,645,000 | | | 284 | 70,645,000 |
| 下 水 道 | 8 | 898,000 | 32 | 32,862,203 | 40 | 33,760,203 |
| 公 園 | 13 | 180,000 | 106 | 1,806,750 | 119 | 1,986,750 |
| 都 市 施 設 | 4 | 115,000 | 74 | 1,062,300 | 78 | 1,177,300 |
| 公 営 住 宅 | 56 | 466,668 | 31 | 223,000 | 87 | 689,668 |
| 計 | 1,790 | 259,825,677 | 3,159 | 56,376,338 | 4,949 | 316,202,015 |

資料：福島県土木部

*県分：福島第1原発から30⁺圏内は推定概算。

*市町村分：南相馬市の1部、双葉郡8町村分の概算被害額は含まれていない。

全壊棟数の16.0%)と地震の影響が強く出た。一部損壊も含め被害棟数が最も多いのは県中地区で「全壊・半壊・一部損壊」合計の被害棟数は65,103棟と県内全体の47.1%に上る(図表2)。また、県内の公共建物被害は、1,015棟に及び、地域別には、県北413棟、県中383棟と中通りに集中している。また、住宅、公共建物に属さない「その他」の建物被害は県内全体で14,347棟に上っている。

3. 公共土木・公立学校の被害状況

<土木関連被害>

県内の土木関連被害状況は、県の発表(4月27日現在)によると県と市町村分の合計が4,949カ所3,162億円に上る(4月11日の余震による被害も含む)(図表3)。被害箇所が最も多いのは、道路の3,547カ所と被害箇所総数の71.7%を占める。被害額で見ると海岸792億円、漁港706億円、港湾444億円、砂防25億円と沿岸部の被害額が土木関連被害額の62.2%に上る。

県内の水道施設の被害は、県の発表(5月27日現在、除く警戒区域・調査不能区域)によると、約57億円に上る。3月11日発生の地震および余震

(図表 4) 公立学校施設の被害額 (平成23年5月6日公表)

| 県 立 | | 学 校 数 | 被害のあつ | 被 害 額 |
|------|--------|-------|--------|--------|
| | | (校) | た学校(校) | (百万円) |
| 県 立 | 高 校 | 90 | 75 | 18,760 |
| | 特別支援学校 | 21 | 15 | 1,050 |
| | 小 計 | 111 | 90 | 19,810 |
| 市町村立 | 小 学 校 | 509 | 360 | 9,500 |
| | 中 学 校 | 237 | 182 | 5,180 |
| | 小 計 | 746 | 542 | 14,680 |
| 計 | | 857 | 632 | 34,490 |

資料：福島県教育委員会

*原発事故の影響で双葉郡8町村は調査不能

により水道施設が被害を受け、44万3,937戸が断水し、約98万人の県民がライフラインの供給を断たれた。6月23日現在も地震・津波の被災地域、原発避難区域合わせて2万8,525戸で未復旧となっている。

<公立学校施設の被害額>

公立学校施設の被害は、福島県教育委員会の調べによると、県立学校は、111校のうち90校で被害を受け、市町村立学校では746校のうち542校で被害を受けた。被害内容は柱や壁、天井、照明器具の落下、給排水管、地盤沈下、陥没などである。被害額は県立・市町村立合計で約345億円に上る(図表4)。原発事故による避難区域管内の学校は依然調査できない状況であり被害額は拡大の見通し。

4. 農林水産関連の被害状況

県内の農林水産関連の総被害額は、福島県農林水産部の発表（4月27日）によると、約2,754億円に上る（図表5）。内訳をみると、農作物等の農業被害は、約21億円（図表5-1）。農地等は4,358カ所、約2,303億円となった（図表5-2）。水産被害額は約264億円に達した。内訳をみると、水産関連施設約191億円、養殖水産物約7億円、漁船約66億円となった。漁船は県登録の1,173隻の75%の873隻に被害が及んだ（図表5-3）。農林水産関連の直接被害額2,754億円は、県内農業・林業産出額および漁業生産額の平成20年

合計2,846億円の96.7%に上る（図表6）。農地や生産設備はこれまで何世代にもわたり長期間管理し築きあげられたものであることを考えると被害は金額以上に甚大であった。

<農地の流出・冠水被害>

農林水産省の推計によれば、津波により流出や冠水等の被害を受けた本県の農地は5,923ヘクタール、被害面積率は、県全体の耕地面積の4.0%に達する（図表7）。本県太平洋沿岸市町に限ると、被害面積率は20.1%に達する（耕地面積は県全体の19.6%にあたる29,461ヘクタール）。宮城県の15,002ヘクタール（被害面積率11.0%）に次いで2番目に大きな被害となっている。

（図表5）農林水産関連の被害額（平成23年4月27日現在）

| 区 分 | 被害額(百万円) |
|-------------|----------|
| 農業等（農作物・施設） | 2,110 |
| 農地等（農地・水路） | 230,258 |
| 林業・治山 | 16,615 |
| 水産 | 26,377 |
| 計 | 275,360 |

資料：福島県発表

（図表5-1）農業等被害額（平成23年4月27日現在）

| 区 分 | 箇所数 | 被害額(千円) |
|--------|------|-----------|
| 農作物 | 101件 | 8,050,000 |
| 農業関係施設 | 199件 | 1,305,000 |
| 計 | 300件 | 2,110,000 |

資料：福島県発表

（図表5-2）農地等被害額（平成23年4月27日現在）

| 区 分 | 箇所数 | 被害額(千円) |
|--------|-------|-------------|
| 農地 | 1,283 | 93,507,000 |
| 水路 | 1,133 | 27,491,000 |
| 道路 | 894 | 2,966,000 |
| ため池 | 745 | 23,611,000 |
| 頭首工 | 59 | 3,125,000 |
| 揚水機 | 113 | 28,624,000 |
| 橋梁 | 4 | 84,000 |
| 湖岸堤防 | 2 | 3,000,000 |
| 集落排水施設 | 105 | 22,431,000 |
| 海岸保全施設 | 20 | 25,419,000 |
| 計 | 4,358 | 230,258,000 |

資料：福島県発表

（図表5-3）水産被害額（平成23年4月27日現在）

| 区 分 | 箇所数 | 被害額(千円) |
|--------|--------------------|------------|
| 水産関連施設 | 1,341 | 19,068,000 |
| 養殖水産物 | 2,232 ^ト | 670,000 |
| 漁船 | 873隻 | 6,639,000 |
| 計 | | 26,377,000 |

資料：福島県発表

（図表6）福島県の農林水産業の年間生産額

| 区 分 | 生産額(億円) | 備 考 |
|-----|---------|-------|
| 農 業 | 2,506 | 平成20年 |
| 林 業 | 136 | 平成20年 |
| 水 産 | 204 | 平成19年 |
| 計 | 2,846 | |

資料：東北農政局「福島農林水産統計年鑑」

（図表7）農地の流出・冠水等の被害推定面積
（平成23年3月29日）

（単位：㊦）

| 市 町 村 | 被害面積 | | 計 | 耕地面積 | 被害面積率(%) |
|-------|-------|-----|-------|--------|----------|
| | 田 | 畑 | | | |
| 新地町 | 428 | 5 | 433 | 1,330 | 32.6 |
| 相馬市 | 1,251 | 60 | 1,311 | 3,910 | 33.5 |
| 南相馬市 | 2,642 | 80 | 2,722 | 8,400 | 32.4 |
| 浪江町 | 332 | 34 | 366 | 2,720 | 13.5 |
| 双葉町 | 165 | 12 | 177 | 910 | 19.5 |
| 大熊町 | 63 | 11 | 74 | 1,200 | 6.2 |
| 富岡町 | 61 | 14 | 75 | 1,070 | 7.0 |
| 楡葉町 | 181 | 22 | 203 | 825 | 24.6 |
| 広野町 | 93 | 10 | 103 | 376 | 27.4 |
| いわき市 | 372 | 87 | 459 | 8,720 | 5.3 |
| 沿岸市町計 | 5,588 | 335 | 5,923 | 29,461 | 20.1 |

福島県耕地面積149,900ヘクタール

資料：農林水産省農村振興局

5. 商工業の被害額

県内の商工業関係の被害額の推計は、福島県の発表（5月1日現在）によると、3,597億円に上る。県内各地の企業や団体に対する抽出調査に基づき被害額を推計したもの。上記の被害額には操業、出荷停止、風評被害などの影響は含まれない。地震や津波による施設・設備、在庫などの資産に対する直接的被害額にとどまり、業種は製造業と卸・小売業の推計である。製造業は工場施設や生産設備などの資産総額が8,600億円、被害率25.6%、被害額は2,198億円。卸・小売業の資産額は5,400億円、被害率25.9%、被害額は1,399億円と推計（図表8）。

震災を機にサプライチェーンの問題が大きく浮上した。東北は自動車や電子関連をはじめとした各種部品工場が集積しており、震災による

（図表8）福島県の商工関連推計被害額
（平成23年5月1日発表）（単位：億円）

| | 資産総額 | 被害率 (%) | 被害額 |
|-------|--------|---------|-------|
| 製造業 | 8,600 | 25.6 | 2,198 |
| 卸・小売業 | 5,400 | 25.9 | 1,399 |
| 計 | 14,000 | 25.7 | 3,597 |

資料：福島県

（図表9）福島県沿岸部の浸水域の面積
（平成23年4月25日公表）

| 市 町 | 総面積 (km ²) | 可住地面積 (km ²) | 浸水域面積 (km ²) | 総面積に対する浸水域面積割合 (%) | 可住地対する浸水域面積割合 (%) |
|------|------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------|-------------------|
| 新地町 | 46 | 29 | 11 | 23.9 | 37.9 |
| 相馬市 | 198 | 91 | 29 | 14.6 | 31.9 |
| 南相馬市 | 399 | 182 | 39 | 9.8 | 21.4 |
| 浪江町 | 223 | 63 | 6 | 2.7 | 9.5 |
| 双葉町 | 51 | 21 | 3 | 5.9 | 14.3 |
| 大熊町 | 79 | 29 | 2 | 2.5 | 6.9 |
| 富岡町 | 68 | 27 | 1 | 1.5 | 3.7 |
| 楡葉町 | 103 | 25 | 3 | 2.9 | 12.0 |
| 広野町 | 58 | 15 | 2 | 3.4 | 13.3 |
| いわき市 | 1,231 | 341 | 15 | 1.2 | 4.4 |
| 計 | 2,456 | 823 | 111 | 4.5 | 13.5 |

資料：総務省統計局「21年経済センサス 東日本太平洋沿岸地域等に係る特別集計結果」

サプライチェーンの寸断は国内外の自動車、電子部品メーカーの生産に大きな影響を及ぼした。当初懸念されたよりも回復のピッチは早まったものの、生産活動は大幅に落ち込んだ。福島県は製造品出荷額では東北で第1位と製造業のウェートが高く、県内経済に及ぼす影響は大きい。サプライチェーンの問題は、解消しつつあるものの、一方で電力不足問題をクリアしていかなばならず依然予断を許さない状況である。

6. 浸水被害状況

<浸水地域の人口等>

本県の沿岸部10市町の浸水域は、総務省で推計したデータによると、可住地面積の13.5%に及んだ。可住面積に対する浸水割合は新地町の37.9%が最も高く、次いで相馬市の31.9%であり、最も低いのは富岡町の3.7%である（図表9）。浸水域の人口・世帯数についてみると、10市町の浸水した人口・世帯数はそれぞれ71,292人、22,847世帯に上る。浸水域に居住する割合が20%を超えたのは海岸から居住地区がなだらかな地域で新地町、相馬市、楡葉町、広野町の1市3

（図表10）福島県沿岸部の浸水域人口および世帯数
（平成23年4月25日公表）

| 市町名 | 人口 (人) | 世帯数 (世帯) | 浸水域にかかる人口 (人) | 浸水域にかかる世帯数 (世帯) | 人口に対する浸水域人口割合 (%) |
|------|---------|----------|---------------|-----------------|-------------------|
| 新地町 | 8,218 | 2,461 | 4,666 | 1,400 | 56.8 |
| 相馬市 | 37,796 | 13,240 | 10,436 | 3,076 | 27.6 |
| 南相馬市 | 70,895 | 23,643 | 13,377 | 3,720 | 18.9 |
| 浪江町 | 20,908 | 7,171 | 3,356 | 1,006 | 16.1 |
| 双葉町 | 6,932 | 2,393 | 1,278 | 402 | 18.4 |
| 大熊町 | 11,511 | 3,955 | 1,127 | 359 | 9.8 |
| 富岡町 | 15,996 | 6,141 | 1,401 | 552 | 8.8 |
| 楡葉町 | 7,701 | 2,576 | 1,746 | 543 | 22.7 |
| 広野町 | 5,418 | 1,810 | 1,385 | 444 | 25.6 |
| いわき市 | 342,198 | 128,516 | 32,520 | 11,345 | 9.5 |
| 計 | 527,573 | 191,906 | 71,292 | 22,847 | 13.5 |

資料：総務省統計局「21年経済センサス 東日本太平洋沿岸地域等に係る特別集計結果」

町である（図表10）。浸水域に居住する人口は福島県全人口の約3.5%に達した。

＜浸水地域の事業所＞

被災地域の事業所数についてみると、沿岸10市町の区域内事業所数は25,467事業所、従業員数は240,766人に上る（総務省統計局の「福島県沿岸部の浸水事業所数・従業者数」被害状況推計）。そのうち浸水区域内にある事業所は、6,050事業所、沿岸10市町全事業所の23.8%にあたる（図表11）。事業所の浸水割合が高い自治体は新地町の85.9%である。警戒区域、計画的避難区域、緊急

時避難準備区域に指定されている沿岸部の1市6町（南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町）の事業所数・従業員数はそれぞれ7,293事業所、66,337人に上った（図表11）。

7. 原発事故の影響

東京電力福島第一原発事故の収束は長期化が予想され、避難地域も時間の経過とともに拡大している。避難地域の住民、企業は苦しい状況に立たされている。年間の放射線被ばく予想積算

（図表11）福島県沿岸部の浸水事業所数・従業者数

| 市町名 | 浸水範囲概況にかかる事業所数及び従業者数(a) | | 当該市区町村の事業所数及び従業者数(b) | | 浸水範囲概況の割合(%) (a)÷(b)×100 | |
|------|-------------------------|--------|----------------------|---------|-----------------------------|------|
| | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 従業者数 |
| 新地町 | 317 | 2,621 | 369 | 3,029 | 85.9 | 86.5 |
| 相馬市 | 678 | 6,178 | 1,983 | 17,743 | 34.2 | 34.8 |
| 南相馬市 | 681 | 7,383 | 3,652 | 30,629 | 18.6 | 24.1 |
| 浪江町 | 250 | 2,387 | 1,136 | 8,323 | 22.0 | 28.7 |
| 双葉町 | 73 | 747 | 345 | 2,721 | 21.2 | 27.5 |
| 大熊町 | 218 | 5,493 | 582 | 9,004 | 37.5 | 61.0 |
| 富岡町 | 258 | 2,698 | 917 | 8,314 | 28.1 | 32.5 |
| 楡葉町 | 252 | 3,479 | 372 | 4,421 | 67.7 | 78.7 |
| 広野町 | 211 | 1,835 | 289 | 2,925 | 73.0 | 62.7 |
| いわき市 | 3,112 | 29,362 | 15,822 | 153,657 | 19.7 | 19.1 |
| 合計 | 6,050 | 62,183 | 25,467 | 240,766 | 23.8 | 25.8 |

資料：総務省統計局「21年経済センサス 東日本太平洋岸地域等に係る特別集計結果」

（図表12）福島第一原発事故による警戒区域・計画的避難地域及び避難者数（平成23年6月30日）

| 市町村 | 警戒区域 | 計画的避難区域 | 緊急時避難準備区域 | 避難者数 | 市町村の人口 | 避難者の人口に対する割合(%) |
|------|-------|-------------------------|-------------------------|--------|---------|-----------------|
| 南相馬市 | 小高全域他 | 一部 | 一部 | 19,982 | 70,769 | 28.2 |
| 浪江町 | ほぼ全域 | 20 ^キ 圏内を除く全域 | — | 13,120 | 20,857 | 62.9 |
| 双葉町 | 全域 | — | — | 5,488 | 6,891 | 79.6 |
| 大熊町 | 全域 | — | — | 11,507 | 11,566 | 99.5 |
| 富岡町 | 全域 | — | — | 15,829 | 15,954 | 99.2 |
| 楡葉町 | ほぼ全域 | — | 20 ^キ 圏内を除く全域 | 7,496 | 7,677 | 97.6 |
| 広野町 | — | — | 全域 | 2,985 | 5,386 | 55.4 |
| 葛尾村 | 一部 | 20 ^キ 圏内を除く全域 | — | 1,148 | 1,524 | 75.3 |
| 川内村 | 一部 | — | 20 ^キ 圏内を除く全域 | 1,148 | 2,820 | 40.7 |
| 田村市 | 都路町全域 | — | 一部 | 1,530 | 40,246 | 3.8 |
| 飯館村 | — | 全域 | — | 1,148 | 6,134 | 18.7 |
| 川俣町 | — | 山木屋地区 | — | 1,134 | 15,505 | 7.3 |
| 計 | | | | 82,515 | 205,329 | 40.2 |

資料：福島県災害対策本部、人口は福島県統計調査課（平成23年3月1日現在）

- ・警戒区域：福島第一原発から半径20^キ圏内の地域
- ・計画的避難区域：放射線量の積算値が1年以内に20ミリシーベルトに達する恐れがある20^キ圏外の地域
- ・緊急時避難準備区域：緊急事態が発生した場合、直ちに避難ができるよう備えておく区域

線量が20ミリシーベルトを下回る地域においても健康被害への不安が高まっている。全国から多くの支援が本県に寄せられる一方、風評被害により農林水産業から製造業、サービス業、観光業まで多くの産業へ深刻な影響が及んでいる。政府は4月22日、「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に指定した。6月30日現在、避難指定区域の避難者数は当該市町村人口の約40%に達している（図表12）。その後も「警戒区域」や「計画的避難区域」の外側で局地的に高い放射線量が観測される「ホットスポット」が問題となり、政府は6月30日、伊達市の4地区113世帯を「特定避難勧奨地点」に指定した。

＜避難者数＞

6月30日現在、県内の地震・津波・原発事故による避難者の合計が83,353人に上る（図表13）。また、県外に避難している人数は全国の2,014カ所、35,892人に上る（図表13-1）。避難先は受入先の施設規模等の制約もあり、福島県内の各市町村や県外各地へ広範囲に分散している。避難の長期化に伴い、自治体住民の一体感をいかに維持するかが課題となっている。役場機能も双葉町が埼玉県加須市へ移転し、その他の町村も福島市をはじめ県内の他市町村へ役場機能の移転を余儀なくされている。

＜産業への影響＞

原発事故の収束の長期化が避けられないとの見通しもある中で、生産拠点の移転の動きもみられる。新聞報道によれば、南相馬市では大手電機メーカー関連の進出企業が従業員も避難し、また生産拠点が緊急時避難準備区域内にあることから、安定生産のために県外への移転を決めるなどの動きも出ている。一方、一部では事業主が県内の避難先で工場を設置し事業再開の動きもでていいる。しかし、生産設備が全て損壊し、また津波の被害は免れたものの工場・事業所が警戒区域内等にあり操業ができない企業も数多くあると推定される。生産設備の移転、遊休生産設備の借上げ、各地に避難している従業員の確保など解決すべき

多くの課題を抱え、企業にとって事業再開へのハードルは高い状況が続いている。

＜風評被害・自粛ムード＞

風評被害は農産物、観光業、工業製品まで広範囲に及んでいる。特に、観光部門では、温泉旅館の震災による施設の損壊による廃業・休業に加え、宿泊客や団体客のキャンセルが相次いで報道されている。会津若松市のシンボル鶴ヶ城は今年3月、屋根瓦を赤瓦にふき替えし、同市を訪れる観光客の増加を見込んでいたが、小中学校の教育旅行

（図表13）福島県内の地震・津波・原発事故による避難状況（平成23年6月30日）

| 市町村名 | 避難区分別人数 | | | | 避難者数 |
|------|---------|------|-------|------|--------|
| | 避難指示 | 避難勧告 | 自主避難 | 区分不能 | |
| 福島市 | 38 | | 3 | | 41 |
| 川俣町 | 1,134 | | | | 1,134 |
| 大玉村 | | | 3 | | 3 |
| 郡山市 | | | 5 | | 5 |
| 須賀川市 | 1 | 4 | 16 | | 21 |
| 田村市 | 1,517 | | | | 1,517 |
| 鏡石町 | 30 | | | | 30 |
| 南相馬市 | 14,269 | | 5,713 | | 19,982 |
| 広野町 | 2,985 | | | | 2,985 |
| 楡葉町 | 7,496 | | | | 7,496 |
| 富岡町 | 15,829 | | | | 15,829 |
| 川内村 | 2 | | 1,092 | | 1,094 |
| 大熊町 | 11,507 | | | | 11,507 |
| 双葉町 | 5,488 | | | | 5,488 |
| 浪江町 | 13,120 | | | | 13,120 |
| 葛尾村 | 1,148 | | | | 1,148 |
| 飯舘村 | 1,707 | | | | 1,707 |
| いわき市 | | | | 246 | 246 |
| 計 | 76,271 | 4 | 6,832 | 246 | 83,353 |

資料：福島県災害対策本部

（図表13-1）福島県外への避難状況（平成23年6月30日）

| 都道府県名 | 避難者数 | 避難箇所 |
|------------|--------|-------|
| 山形県 | 1,861 | 105 |
| 茨城県 | 266 | 25 |
| 栃木県 | 2,576 | 156 |
| 群馬県 | 2,554 | 115 |
| 埼玉県 | 2,706 | 52 |
| 千葉県 | 409 | 90 |
| 新潟県 | 7,563 | 200 |
| 東京都 | 4,652 | 129 |
| 神奈川県 | 1,443 | 159 |
| その他(37道府県) | 11,862 | 983 |
| 計 | 35,892 | 2,014 |

などで団体旅行のキャンセルが続き現在はやや持ち直しているものの、例年と比べ大幅に落ち込んでいる。本県は、果樹農業産出額272億円、全国第8位（2009年）と果樹王国であるが、観光果樹園（サクランボ狩り）では、例年のような大型バスでの来場が見られず厳しい状況にある。サクランボに続き、今後、桃・なし・ブドウ・リンゴなど本格的な出荷シーズンを迎える。

＜農水産物の出荷制限＞

政府は3月21日、食品衛生法上の暫定基準を上回る放射性物質が検出されたとして原子力災害対策措置法に基づき、福島、茨城、栃木、群馬各県でとれたハウレンソウとカキナおよび福島県産の原乳に対し出荷制限を指示した。政府は4月に出荷制限の影響を考慮し「出荷制限後の検査で暫定基準を3週連続で下回った場合は解除する」「対象区域を都道府県単位から市町村・地域単位にする」とする内容に変更した。本県では、4月以降シイタケやタケノコ、6月にはウメやヤマメの出荷停止指示が出された。しかし、その後出荷制限された多くの品目は徐々に解除されている。水産業では東京電力が海へ放射能汚染水を放出したことにより、コウナゴに基準値を超える汚染物質が検出された。カツオの水揚げ額で全国上位の小名浜漁港は、漁港再開したものの水揚げ実績がない。漁業関係者に深刻な影響を及ぼし続けている。

＜健康被害・対策＞

文部科学省は5月27日、福島県内の学校などで受ける放射線量をこれまで20ミリシーベルトを許容量とする暫定基準は変更しないものの、「年間1ミリシーベルト以下を目指す」とした。特に小中学生の保護者を中心に放射線量の健康への不安は払拭されず、自治体・学校側の独自の判断で福島・郡山・伊達市内の学校では校庭の表土の削り取りを実施する動きが続いている。

県外に転出した児童・生徒数は1万人近くに上っている。福島県では、6月18日、放射線の影響による不安の解消や将来にわたる健康管理を

目的とし、震災当日時点での県内居住者を対象に「県民健康管理調査」の実施を決めた。調査は行動記録の問診票に基づき被ばく線量の推計評価を行い、さらに必要と認められる県民に対しては詳細調査を行うとしている。また調査結果についてはデータベース化を図り長期的に管理するという。6月に市内の一部が「特定避難勧奨地点」に指定された伊達市では放射線物質を取り除くため「東日本大震災放射能除染対策プロジェクトチーム」を発足し、市全域で取組める「除染の方法」を検討し実行する方針が発表された。

8. 復旧・復興に向けての動き

＜雇用＞

雇用が悪化している中で、全国で被災者雇用の機運は高まっており、厚生労働省の調べでは、3県の求職者数約3万1千人に対し、被災者向け求人数は約3万3千人に上る。しかし、被災者の地元志向が強く求人企業と求職者のミスマッチが生じ就職まで結びつくケースが少ない状況である。厚生労働省、労働局は5月13日、福島県の失業者は37,414人と発表。3県合計で前年の2.4倍に上る。

県は5月23日、当初計画していた雇用目標を2万人に拡大すると発表。県の新たな支援事業で3,000人を確保する（成長分野で1,500人、原発事故により警戒区域などから移転し事業再開で1,400人、新規創業で100人）。残り17,000人のうち8,000人については避難所や仮設住宅での安否確認、市町村情報の伝達、地域防犯のパトロールなどで雇用する。9,000人については県が産業界に県内での雇用の拡大を要請し、企業と求職者が参加する就職説明会などを通じ雇用拡大を図る。財源は、緊急雇用創出基金の活用方針で5月の補正予算に138億円計上した。

＜仮設住宅＞

当初、避難している住民のために県は7月末までに20,000戸の供給を予定していた。しかし

その後、計画的避難区域の設定等により追加供給することとし、現在、民間住宅借上げ等を含め35,000戸を計画している。県土木部によれば応急仮設住宅として24,000戸、民間住宅借上げ10,000戸、空き家公営住宅1,000戸を予定している。7月5日現在、仮設住宅建設戸数は13,367戸（完成済み戸数9,069戸）。また民間住宅借上げを10,000戸予定している。

＜二重ローン＞

金融庁が5月25日、「二重ローン」対策会議で示した金融機関の被災地営業店貸出残高調査結果によると、宮城、岩手、福島の3県の浸水地域や、福島原発20^{キロ}圏内の債権総額は約1兆2,000億円程度に上る。内訳は最も多い中小企業向け債権が6,300億円、住宅ローンを中心とした個人向け債権は4,000億円前後、大企業向け債権は600億円に上る。「二重ローン」は、被災者にとって住宅再建や事業再開を決めるうえで極めて重要な問題となっている。

＜原子力損害賠償＞

東京電力は4月15日に福島第一原発事故の避難者に対して損害賠償の仮払い実施を決定した。仮払いの額は1世帯当たり100万円（単身世帯は75万円）を約5万世帯に約500億円近い金額が支払われた。7月5日、東京電力によると、2回目の仮払いとして約16万人を対象に避難期間、避難形態により一人10万円から30万円を支払すると発表があった。2回目の仮払いは、6月20日、原子力損害賠償紛争審査会で示された「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補」等を踏まえ、世帯毎の支払いから一人当たりの支払いに変更された。

出荷制限、出荷制限要請、風評被害による損害について、JAや福島県漁連など各農水産業関連団体は5月以降順次これまでの損害額の賠償を東京電力に対して請求し、仮払金が支払われている。また中小企業への仮払金は上限を250万円に設定、対象企業約6,500社。6月1日から受け

付け開始としている。原子力損害賠償紛争審査会の第二次指針では、県内の農水産物と観光の風評被害や避難者の精神的苦痛が認められた。観光業については、被害の対象について、ホテルなどの宿泊関連業、レジャー施設等の観光産業、バス・タクシーなどの交通、飲食、小売業まで含んでいるとしながらも個別具体的な損害額の算定方法については農水産物のような明快な算定方法は示されていない。個人の生活や事業の再建の上で原発事故に伴う被害および風評被害に対する速やかで完全な補償の実施が必要である。

9. さいごに

- (1) 震災発生から4か月が経過し、各方面からの支援の結果、道路・港湾などの公共土木や学校などの公共施設の改修や避難者向け仮設住宅の着工・入居の開始など、沿岸部を除き緊急性の高い復旧は、ある程度進んでいる。
- (2) 一方、沿岸部では、地震・大津波に加え原発事故により、いまだに警戒区域では自由な立入りが禁止され、がれきの処理すらできず復旧の目途すら立たない状況である。懸念されるのは、復旧・復興が遅れば遅れるほど地域の人口、企業の流出が決定的になり産業の空洞化につながることである。
- (3) 原発の汚染水の処理問題も一進一退の現状で、はたして工程表通り原子炉を冷温停止させることができるのか不安である。原発事故の一定の収束が図られなければ被災地の復旧は難しい情勢である。
- (4) 本県の場合、放射性物質の健康への影響、風評被害、避難者への支援・賠償問題など次々に諸問題が浮上している。現在、福島県民は、家族、健康、仕事、生活など将来に対するさまざまな不安を抱え、懸命に努力している。原発事故の一刻も早い収束を望みたい。

（担当：三森）